

東京外国語大学植栽基金取扱要項

〔 令和 4 年 10 月 25 日
規則 第 68 号 〕

改正 令和 6 年 2 月 21 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学基金規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、東京外国語大学植栽基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この基金は、キャンパスマスタートップランに掲げる緑あふれるキャンパスを維持するため、樹木の植え替え等に資することを目的とする。

(基金の使途)

第 3 条 基金は、前条の目的を達成するため、以下の使途に充当するものとする。

(1) 植栽に係る経費

(2) 第 1 号に付帯する経費

(事業の継続)

第 4 条 事業の継続については、各事業年度の収支の状況、事業の達成状況及び今後の計画等を踏まえて、基金委員会で審議の上、決定するものとする。

(雑則)

第 5 条 その他本基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。